

# 鹿 児 島 県 公 報

令和元年 9 月 24 日 (火) 第 41 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 告 示

- 遊漁規則の変更認可 ( 3 件) (水産振興課取扱い) 1
- 漁獲共済に係る区域及び区分の設定 (水産振興課取扱い) 2
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 ( 2 件) (水産振興課取扱い) 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (鹿児島地域振興局取扱い) 3

### 公 安 委 員 会 規 則

- 緊急自動車の運転資格の審査に関する規則等の一部を改正する規則 (※) (警務課取扱い) 3

### 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 4

### 道 路 公 社 公 告

- 指宿有料道路 (Ⅱ期) 及び指宿有料道路 (Ⅲ期) を一の道路として料金を徴収することについての料金の額及び料金徴収期間の公告の一部を変更する公告 (道路公社取扱い) 4

## 告 示

### 鹿児島県告示第383号

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第129条第3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可した。

令和元年 9 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 漁業権者の名称及び住所  
川内川漁業協同組合  
薩摩郡さつま町西新町2番地15
- 2 漁業権の免許番号  
鹿内共第4号, 鹿内共第5号
- 3 遊漁規則の変更の内容  
遊漁規則の変更の内容を記載した書類を鹿児島県商工労働水産部水産振興課及び川内川漁業協同組合に備え置いて、縦覧に供する。
- 4 変更後の遊漁規則の施行の日  
令和元年 9 月 13 日

### 鹿児島県告示第384号

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第129条第3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可した。

令和元年 9 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 漁業権者の名称及び住所  
川内市内水面漁業協同組合

薩摩川内市五代町8135番地

2 漁業権の免許番号

鹿内共第 4 号, 鹿内共第 5 号

3 遊漁規則の変更の内容

遊漁規則の変更の内容を記載した書類を鹿児島県商工労働水産部水産振興課及び川内市内水面漁業協同組合に備え置いて, 縦覧に供する。

4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和元年 9 月 13 日

**鹿児島県告示第385号**

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第129条第 3 項の規定により, 次のとおり遊漁規則の変更を認可した。

令和元年 9 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 漁業権者の名称及び住所

川内川上流漁業協同組合

伊佐市大口里258番地

2 漁業権の免許番号

鹿内共第 5 号

3 遊漁規則の変更の内容

遊漁規則の変更の内容を記載した書類を鹿児島県商工労働水産部水産振興課及び川内川上流漁業協同組合に備え置いて, 縦覧に供する。

4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和元年 9 月 13 日

**鹿児島県告示第386号**

漁業災害補償法 (昭和39年法律第158号) 第105条第 1 項第 2 号ロの規定により, 同法第104条第 2 号に掲げる漁業の漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めた。

なお, この告示は, その共済責任期間の開始日が令和元年 9 月 24 日以後の日である共済契約について適用し, その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については, なお従前の例による。

また, 平成29年 8 月 15 日鹿児島県告示第870号 (漁獲共済に係る区域及び区分の設定) は, 廃止する。

令和元年 9 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

区 域	区 分
和泊町区域 (大島郡和泊町の地区)	(1) 主として一本釣り漁業を営む漁業 (2) 主としてさし網漁業を営む漁業 (3) 主として追込網漁業を営む漁業 (4) 主として素潜り漁業を営む漁業 (5) (1)から(4)までに掲げる漁業以外の漁業

**鹿児島県告示第387号**

阿久根市赤瀬川1205番地 8 新町利昭及び阿久根市波留6526番地43 和田孝道からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法 (昭和39年法律第158号) 第108条第 5 項において準用する同法第105条の 2 第 3 項の規定による届出に係る同法第108条第 2 項の同意は, 同項に規定する要件に適合すると認める。

令和元年 9 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 阿久根市阿久根区域（阿久根市の地区のうち阿久根市黒之浜区域，阿久根市折口区域，阿久根市大川区域及び阿久根市西目区域を除く地区）
- 2 区分 主として棒受網漁業を営む漁業

## 鹿児島県告示第388号

西之表市西之表6816番地23 浦口清則及び西之表市西之表16100番地 長瀬由太郎からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は，同項に規定する要件に適合すると認める。

令和元年9月24日

鹿児島県知事 三反園訓

## 区域及び区分

- 1 区域 西之表市西之表区域（西之表市のうち西之表市国上区域，西之表市東海区域及び西之表市住吉区域を除く地区）
- 2 区分 主としてきびなごさし網漁業を営む漁業又は主としてロープびきとび魚浮敷網漁業を営む漁業

## 鹿児島地域振興局告示第4号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により，次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和元年9月24日

鹿児島地域振興局長 井多原章一

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
放課後デイア ンストひおき	日置市伊集院町 郡1103-10	一般社団法人福 友会	日置市伊集院町 郡1103-10	福留えりか	令和元年 9月1日	放課後等 デイサー ビス

## 公安委員会規則

緊急自動車の運転資格の審査に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月24日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

## 鹿児島県公安委員会規則第9号

緊急自動車の運転資格の審査に関する規則等の一部を改正する規則

（緊急自動車の運転資格の審査に関する規則の一部改正）

第1条 緊急自動車の運転資格の審査に関する規則（昭和54年鹿児島県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式備考3を削る。

別記第2号様式備考4を削る。

（指定自動車教習所の職員に対する講習等の実施に関する規則の一部改正）

第2条 指定自動車教習所の職員に対する講習等の実施に関する規則（平成6年鹿児島県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中注を削る。

（自動販売機による利用カードの販売の届出等に関する規則の一部改正）

第3条 自動販売機による利用カードの販売の届出等に関する規則（平成8年鹿児島県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式備考3を削る。

別記第4号様式備考中3を削り，4を3とする。

別記第5号様式備考3を削る。

（指定自動車教習所の指定及び検査等に関する規則の一部改正）

第4条 指定自動車教習所の指定及び検査等に関する規則（平成9年鹿児島県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第6号様式までの規定、別記第9号様式から別記第12号様式までの規定及び別記第14号様式中注を削る。

（運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部改正）

第5条 運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年鹿児島県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第1号様式注3を削る。

別記第2号様式注を削る。

（取消処分者講習の実施に関する規則の一部改正）

第6条 取消処分者講習の実施に関する規則（平成15年鹿児島県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別記第16号様式備考3を削る。

別記第17号様式備考を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公安委員会告示

### 鹿児島県公安委員会告示第57号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和元年9月24日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P ぱちんこ魔法少女まどか☆マギカ2H5	株式会社オッカー.	9P1033
ぱちんこ遊技機	P 新世紀エヴァンゲリオン シト、新生S	株式会社ビスティ	9P0933
回胴式遊技機	S マジカルハロウィン7KU	株式会社コナミアミューズメント	9S0866
回胴式遊技機	S / バジリスク絆2 / FT	株式会社エレコ	9S0841
回胴式遊技機	S リング 恐襲ノ連鎖 JA	株式会社J F J	9S0912

## 道路公社公告

指宿有料道路（Ⅱ期）及び指宿有料道路（Ⅲ期）を一の道路として料金を徴収することについての料金の額及び料金徴収期間の公告の一部を変更する公告

指宿有料道路（Ⅱ期）及び指宿有料道路（Ⅲ期）を一の道路として料金を徴収することについての料金の額及び料金徴収期間の公告（平成2年3月30日鹿児島県公報第180号登載）の一部を次のように変更する。

なお、変更後の料金の適用は令和元年10月1日からとする。

令和元年9月24日

鹿児島県道路公社理事長 立元聡

第2項料金の項中指宿有料道路（Ⅱ期）の表を次のように改める。

（通行1台1回につき 単位：円）

車種別	普通車	大型車（Ⅰ）	大型車（Ⅱ）	軽自動車等	軽車両等
料金	100	100	100	100	10

第2項料金の項中指宿有料道路（Ⅲ期）の表を次のように改める。

（通行1台1回につき 単位：円）

料金（区間）	車種別			
	普通車	大型車（Ⅰ）	大型車（Ⅱ）	軽自動車等
料金（山田～田上）	330	500	1,160	210

第2項料金の項の（注）1を次のように改める。

1 谷山～錫山の区間の軽自動車等の料金については、通行1台1回につき50円とする。

第3項料金徴収期間の項を次のように改める。

## 3 料金の徴収期間（一の道路として料金を徴収する期間）

平成2年4月1日から令和24年4月3日まで（換算起算日平成14年6月24日から40年以内）別表普通車の部イの項，ロの項及びニの項中「もっぱら」を「専ら」に改め，同表大型車（Ⅰ）の部トの項中「免許」を「許可」に改める。